

- 組合会のご報告 理事長 尾崎英俊
- 平成24年度歳入歳出決算総括表、財産目録、各委員会委員
- 組合からのお知らせ 被保険者証を更新します
- 接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージの正しいかかり方

組合会のご報告

決算状況等踏まえ 財政計画の見直しを！

神奈川県薬剤師国民健康保険組合
理事長 尾崎英俊



組合員の皆様方には、日頃から国保組合の事業並びに財政運営にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成24年度の事業報告並びに歳入歳出決算を主要議題とする第108回組合会を平成25年7月27日(土)「かながわ労働プラザ」において開催し、原案どおりご承認をいただきました。また、組合会の議長には藤沢支部の美濃口豊氏、副議長には旭支部の瀬戸卓氏が就任されました。公私ともに大変お忙しいとは存じますが、組合会の円滑な運営にご尽力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、社会保障改革については、内閣に設置された社会保障制度改革国民会議での協議を踏まえ、8月21日までに必要な法制上の措置を講じることとされています。これまでに18回開催された協議では、『医療保険制度の財政基盤の安定化・保険料に係る国民の負担に関わる公平の確保』の方針に基づき、○現行1/3となっている後期高齢者支援金の総報酬割を全面総報酬割に、○所得の高い国保組合への定率補助の廃止等の方向性が打ち出されています。

国保組合にとっては、財政負担が増大するなど、財政運営に大きな影響がありますので、今後の動向を注視し、適切に対応し

て参りたいと考えております。

平成24年度決算では、国庫支出金及び保険料収入が伸び悩む中、保険給付費、後期高齢者支援金及び納付金が著しく増加するなど、繰越金及び繰入金を除く実質収支は約2億円の赤字となっております。平成25年度から国保保険料を国保問題特別検討委員会の答申及び中期財政計画に基づき改定いたしました。今後の決算状況等を踏まえ財政計画を見直して参りたいと考えております。

一方、当初予定しました保険給付、保健事業をはじめとする各種事業につきましては、概ね当初の事業計画に基づき円滑に執行できたものと考えております。

ひとえに、組合員の皆様方のご理解、ご協力の賜と改めて感謝申し上げます。

また、役員及び組合会議員の改選に伴い、新たに国保問題特別検討委員会委員及び保健事業実行委員会委員の方を指名・選任しましたのでお力添えをよろしくお願いいたします。

課題が山積する国保組合の運営ですが、引き続き、財政の健全化と事業の充実に努めて参りますので、組合員の皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。組合会の報告とさせていただきます。

平成24年度歳入歳出決算総括表

【歳入】

(単位：円)

款	予算現額	収入済額	比 較
1 国民健康保険料	711,784,000	707,926,000	△3,858,000
2 使用料・手数料	10,000	2,300	△7,700
3 国庫支出金	219,339,000	271,042,330	51,703,330
4 前期高齢者交付金	2,000	0	△2,000
5 県支出金	1,000	0	△1,000
6 市支出金	700,000	731,000	31,000
7 共同事業交付金	12,000,000	17,111,000	5,111,000
8 財産収入	2,250,000	1,560,481	△689,519
9 繰入金	47,002,000	51,000,000	3,998,000
10 繰越金	270,000,000	286,981,094	16,981,094
11 諸収入	952,000	1,429,260	477,260
歳入合計	1,264,040,000	1,337,783,465	73,743,465

【歳出】

(単位：円)

款	予算現額	支出済額	比 較
1 組合会費	1,609,000	788,310	820,690
2 総務費	89,849,000	85,105,708	4,743,292
3 保険給付費	674,752,000	661,892,389	12,859,611
4 後期高齢者支援金等	215,020,000	209,112,527	5,907,473
5 前期高齢者納付金等	59,520,000	57,177,692	2,342,308
6 老人保健拠出金	70,000	15,114	54,886
7 介護納付金	109,000,000	107,180,063	1,819,937
8 共同事業拠出金等	44,520,000	15,707,000	28,813,000
9 保健事業費	41,981,000	36,911,946	5,069,054
10 積立金	4,475,000	1,560,481	2,914,519
11 諸支出金	22,900,000	22,329,466	570,534
12 予備費	344,000	0	344,000
歳出合計	1,264,040,000	1,197,780,696	66,259,304

平成24年度歳入歳出決算・剰余金処分

平成24年度歳入決算額	1,337,783,465円
平成24年度歳出決算額	1,197,780,696円
歳入歳出差引額	140,002,769円
平成25年度繰越金	140,002,769円

財産目録（積立金保有状況）

積立金の種類	平成23年度末現在高	期中増減額	平成24年度末現在高
特別積立金	158,216,881円	199,175円	158,416,056円
給付費支払準備金積立金	170,677,796円	711,231円	171,389,027円
別途積立金	191,796,737円	△29,490,812円	162,305,925円
小計	520,691,414円	△28,580,406円	492,111,008円
退職積立金	51,792,793円	△20,859,113円	30,933,680円
合計	572,484,207円	△49,439,519円	523,044,688円

各委員会委員

【国保問題特別検討委員会】

役職名	氏名	備考
委員長	市川 洋一	理事
委員	石井 理美	〃
〃	水谷 準	〃
〃	向井 秀人	〃
〃	泉 紀久恵	組合会議員
オブザーバー	尾崎 英俊	理事長
〃	山本 哲朗	常務理事

任期:平成25年4月1日～平成27年3月31日

【保健事業実行委員会】

役職名	氏名	備考
委員長	内田 康夫	理事
副委員長	信近 理恵	〃
委員	野崎 芳雄	〃
〃	鶴岡 秀一	〃
〃	眞弓 純	組合会議員
オブザーバー	尾崎 英俊	理事長
〃	山本 哲朗	常務理事

(順不同敬称略)

組合からのお知らせ

●被保険者証(保険証)を更新します

平成 25 年 10 月 1 日付けで被保険者証を更新します。

新しい被保険者証は「オレンジ色」で 9 月下旬に郵送します。なお、15 人以上の事業所には薬局宛にお送りします。

また、被保険者証の裏面は臓器提供意思表示欄となっています。意思表示欄の記載は個人の任意ですが、臓器提供を希望される方だけでなく、希望されない方にとってもご自分の意志を明確に表示するための大切な手段となります。

【表面】

国民健康保険被保険者証		有効期限 平成27年9月30日
記 号 34	番 号 12345678	(家族)
氏 名	薬剂 花子	性別 女
生 年 月 日	昭和45年 6月1日	
資 格 取 得 日	平成 3年 9月1日	
交 付 年 月 日	平成25年10月1日	
組合員氏名	薬剂 太郎	
住 所	横浜市磯子区〇〇町1番1号	
保険者名 神奈川県薬剤師国民健康保険組合		
〒235-0007 横浜市磯子区西町14-11 神奈川県総合薬事保健センター		
保険者番号 143040 TEL 045-761-3245		

【裏面】

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のための臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のための臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：

●40歳～74歳までの方へ

健康診断の受診券を発送しました。

平成 25 年 6 月上旬に健康診断受診券をお送りしました。まだお手元に届いていない場合は組合までご連絡下さい。4 月 1 日以降の加入者の方には、準備が整い次第、随時お送りします。

例年、年度末に健診の予約が集中しますので、早めの受診をお勧めします。

●事業主の方へ

10 月よりインフルエンザの予防接種の補助を行います。

10 月から 2 月の間に、組合員本人がインフルエンザの予防接種を受けた場合、1 人につき千円の補助金を支給します。

申請書はホームページからダウンロードしていただくか、組合までご連絡下さい。

申請書に領収書(写し可、薬局宛に発行されたものでも可)を添付の上、3 月 31 日(必着)までに事業所単位で申請して下さい。

●組合事務所の休業について

全国及び東日本薬剤師国保組合職員研修会のため、次の日は組合事務所を臨時休業しますので、諸手続きにつきましては郵送でお願いします。

平成 25 年 10 月 17 日(木)・18 日(金)

平成 25 年 12 月 13 日(金)

接骨院・整骨院、はり・きゅう、 マッサージの正しいかかり方

～・～ 医療費の適正化にご協力をお願いします ～・～

柔道整復師（接骨院・整骨院）、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受ける際は、国民健康保険（保険証）が「使える場合」と「使えない場合」があります。

保険の使える範囲を正しく理解されたうえで施術を受けていただきますようお願いいたします。

接骨院・整骨院にかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
- 急性または亜急性の外傷性の打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等） - 骨折、脱臼の応急処置 - 医師の同意がある骨折、脱臼	- 日常生活からくる疲労・肩こり・腰痛・体調不良等・スポーツによる筋肉疲労、負傷原因が不明の筋肉痛に対する施術 - 保険医療機関で同じ負傷等を治療中の場合 - 症状の改善が見られない長期の施術 - 打撲、捻挫が治ったあとの漠然とした施術、マッサージ代わりの利用

はり・きゅうにかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
下記の疾患で、医師の発行した同意書または診断書がある場合 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症	- 医師の同意書または診断書がない場合 - 保険医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている場合

マッサージにかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
下記の疾患で、医師の発行した同意書または診断書がある場合 筋麻痺、関節拘縮	- 医師の同意書または診断書がない場合 - 疲労回復や慰安を目的としたマッサージ

（注意事項）

- ◎「療養費支給申請書」の委任欄に署名、捺印をする際は、その月の施術がすべて終わった後に記載内容をよく確認したうえで、必ず施術を受けたご自身が行って下さい。
- ◎柔道整復師の施術を受ける際は負傷の原因を正確に伝え、保険証が使えるかご相談下さい。
- ◎施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられます。医師の診断を受けましょう。
- ◎領収書は必ず受け取り大切に保管して下さい。

本組合へ保険請求のありました接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージにつきましては、医療費の適正化を図るため、施術内容の審査を神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託しております。施術日、施術内容等について、神奈川県国民健康保険団体連合会よりアンケート調査をさせていただく場合がございます。ご協力をお願いします。